後見制度支援預金規定

株式会社　北陸銀行

　後見制度支援預金（以下、「本預金」という。）は、普通預金規定の定めるところに加え、以下の規定を定めるところにより取り扱います。

1．利用対象者

⑴本預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の（未）成年後見人（以下、「後見人」という。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。

⑵本預金に関する一切の法律行為は、別途届け出る預金者の後見人が行うものとします。

⑶後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。

2．預金種類：普通預金（決済用預金含む）

3．お申込み・ご利用について

⑴以下の店舗でのみ、お申込み・ご利用頂けます。

　①富山県：本店営業部、高岡支店、魚津支店

　②石川県：金沢支店、小松支店、七尾支店

　③福井県：福井支店、武生支店、敦賀支店

　④北海道：札幌支店、函館支店、旭川支店、釧路支店、帯広支店

⑵家庭裁判所の発行した指示書に基づき、ご利用いただけます。

⑶入出金等は、口座を開設した支店でのみ、実施頂けます。

4．取引方法に係る特約

⑴本預金は、後見人が指示書を添付のうえ、当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。

　①本預金からの払戻

　②本預金からの定額自動送金の設定および変更

　③本預金への追加の預入

⑵前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

5．届出事項に変更等があった場合の取り扱い

⑴次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行の直ちに連絡の上、所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

	事由	届け出る者
①	通帳または届出の印章の喪失	後見人
②	預金者の住所、その他の届出事項の変更	後見人
③	後見人の選任および資格喪失	後見人
④	後見人の印章、住所その他の届出事項の変更	後見人
⑤	預金者の死亡の事実	後見人または預金者の相続人
⑥	預金者の後見開始取消審判の確定	預金者または後見人
⑦	預金者が未成年被後見人であった場合、成年となった事実	預金者

6. 各種お取引の制限

⑴本預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

①キャッシュカードの発行

②ATM の利用

③インターネットバンキングの利用

④本預金口座からの各種料金等の自動支払い

7. 手数料について

⑴本預金を利用するにあたり、口座開設手数料として、11,000 円⒮税込⒯を当行にお支払い頂きます。

⑵口座開設手数料は、本預金口座から口座振替の方法によりお支払い頂きます。支払方法は口座開設日に、払戻請求書または小切手によらず本預金口座から払い戻すものとします。

8. 解約について

⑴預金者が本預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳を持参のうえ、口座開設店にお申し出ください。ただし、次に該当する場合には、預金者は指示書を提出する必要はありません。

①預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき

⑵次の各号に該当する場合には、当行は本預金契約を解約できるものとします。なお本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。

①預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外になったとき

②法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行が本預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

9. 適用条項

⑴この特約に定めのない事項については、普通預金規定が適用されるものとします。

⑵特約の条項と普通預金規定の条項が抵触する場合にはこの特約の条項が優先して適用されるとします。

⑶この特約及び普通預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

以上

（２０２０年１月３１日現在）